

# 大出地区防災計画

2020年8月 制定

2024年6月 修正

大出区自主防災組織

— 目次(要点のみ抜粋) —

第 1	基本方針	.....	P3
第 2	計画対象地区と策定主体	.....	P4
第 3	地区の特性と予想される災害	.....	P5
1	大出地区の特性	.....	P5
2	予想される災害	.....	P5
	風水害・土砂災害	.....	P5～
	地震	.....	P6
	緊急性のある防災気象情報	.....	P7
	最近の災害事例	.....	P7～
	令和元年台風 19 号の教訓と今後の災害対応	.....	P8～
第 4	大出区自主防災組織	.....	P9～
第 5	大出区自主防災活動要領	.....	P11～
7	情報の収集・伝達	.....	P13～
8	避難	.....	P14
	(1)避難種別と警戒レベル	.....	P14
	(4)避難計画	.....	P15
	(5)避難方法	.....	P15
	(6)避難先	.....	P15
	(7)新型コロナウイルス対策と避難所運営	.....	P15～
12	要配慮者対策	.....	P17～
第 6	大出区自主防災組織資機材倉庫管理及び運営に関する規定		P18
	<添付資料>		
	大出区自主防災組織図	.....	P20
	活動体制	.....	P21
	装備敷材一覧	.....	P22
	大出区マップ		

## 第1 基本方針

災害が発生した直後は、交通網の寸断・火災の同時多発などにより消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。そのようなとき、力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」です。

「東日本大震災」や「長野県白馬村での神城断層地震」の際、被災者の救出に当たって活躍したのは地域の住民等であり、災害時においては、「自助」、「公助」とともに、地域における自主防災組織、ボランティア、企業などが、ともに支え助け合う「共助」が重要です。

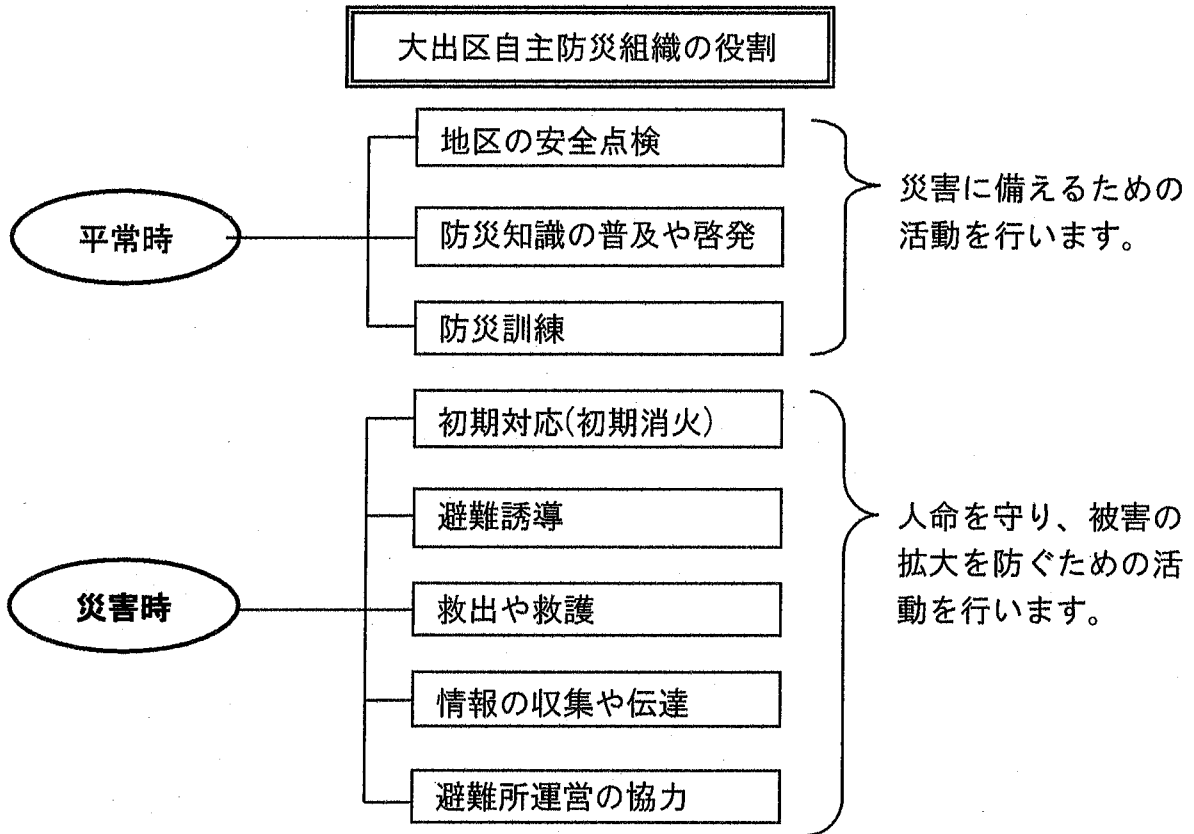
私たちの大出地区では、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、地区のみんなで助け合いながら、できることから進めようを合言葉に災害に強いまちづくりを進めます。

この取組を計画的に推進するため、地区住民を主体とした防災組織を構築し、この行動の規範としての「大出地区防災計画」を定め、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」、「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、地区防災力を高めていきます。

なお、台風など時間とともに必要な対応が求められる災害については、「どこに逃げたらいいの」「何時逃げたらいいの」など、大雨が降ってから考えていたのでは間に会いません。そのため、各家庭で事前に、いつ何をするかを整理できる「マイタイムラインを作りましょう。マイタイムラインとは、「きっかけになる情報」とそれに基づく「行動」を整理した避難行動予定表です。

また内閣府は、平成 17 年、防災基本計画に男女共同参画の視点を初めて盛り込むとともに、男女共同参画基本計画において、新たな取り組み分野の一つとして防災を位置づけました。

男女がお互いの立場を理解しあい、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、互いに協力し合える防災・減災活動を実施します。



## 第2 計画対象地区と策定主体

### 1 計画対象地区

「大出地区防災計画」は次表の地区を対象として定めます。

常会（組）名	常会（組）名	常会（組）名
1 常会（1,2 組）	7 常会（17～20 組）	
2 常会（3,4 組）	8 常会（21～23 組）	
3 常会（5,6 組）	9 常会（24～26 組）	
4 常会（7～9 組）		
5 常会（10～12 組）		
6 常会（13～16 組）		

※対象地区は別添図（大出区マップ）参照。

### 2 計画策定主体

「大出地区防災計画」は下記の団体が定めます。

団体名称	所在（大出 CC・山口集会所）	世帯数等
大出区自主防災組織	大出 CC 箕輪町大字中箕輪 2184-1 番地	355
	山口集会所 箕輪町大字中箕輪 2134-128 番地	221

### 第3 地区の特性と予想される災害

#### 1 大出地区の特性

大出地区は、天竜川から中央アルプスの山々の間に所在する1200年前の奈良・平安時代から続く歴史ある地域で、豊かな自然のもと人口は2000人を超える田園工業都市に所在します。地勢的には天竜川の支流である桑沢川・北ノ沢川・深沢川が東西を流れ、西方山際扇状地の一部と天竜川に続く段丘の一部には土砂災害特別警戒区域があり、ながた自然公園から箕輪浄水場、県道与地辰野線にかけては伊那谷断層帯が走っています。

直近において特異な災害はないものの、天竜川の氾濫や伊那谷断層帯における地震被害は懸念されるところであります。

大出地区は、区の将来像におけるキャッチフレーズを「豊かな自然、肥沃な天地恵まれた立地に歴史が息づく 大出」とし地域活性化に貢献する安全安心の確保のため平成31年(2019年)1月に大出区安全安心なまちづくり推進協議会の設立発足式を行い総務対策委員会と防災減災対策委員会が活動を展開しています。

#### 2 予想される災害

従来、豪雨災害に関しては時間雨量20ミリ、継続雨量100ミリが災害発生の目安とされてきましたが、地球温暖化による降雨量も増大化傾向により最近の降雨時には、次の土砂災害警戒区域等により注意が求められます。

注)平成26年9月25日、土砂災害防止法に定める土砂災害警戒区域等知事指定で全町内指定完了となり特別警戒区域169箇所、警戒区域196箇所となりました。

##### <土砂災害警戒区域>(イエローゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域で急傾斜地の崩壊可能場所。扇頂部から下流で勾配が2度以上土石流可能場所。地滑り区域があります。

##### <土砂災害特別警戒区域>(レッドゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する

許可制、建築物の構造規制等がわれます。

大出区内住宅地で土砂崩落(鉄砲水)が懸念される場所は、大永寺北の「なぎの坂」でなぎの坂下(東方)の土砂災害特別警戒区域には伏流水があり河道閉塞により堆積した土砂が坂下(東方)住宅地を襲う可能性があります。

また西方山麓を流れる河川流域の山林は近年整備が行われず倒木、古木が河川に散見され、鉄砲水を誘発する可能性もあります。

### <地震>

伊那谷活断層帯主部は、辰野町から平谷村までの約 80 キロ、箕輪町ではながた温泉付近から大出山口集会所西側をとおり西方山麓から伊那市山寺地籍へ抜けていますが、(国土地理院の都市圏活断層図参照)地震発生は約 5000 年間隔で発生、最新は 200-700 年前であることから 30 年以内におけるマグニチュード 8 程度の発生はほぼゼロとみられます。

しかし、発生確率が低いとって発生しないということではなく、あくまでもマグニチュード 8 程度の地震発生確率であり、

阪神淡路大震災の震源である野島断層帯は発生確率 0.4%~5%

熊本地震の震源である布田川断層帯は発生確率 0%~0.9%でした。

なお、発生時の震源は地下 20 キロとみられ、被害予測は

箕輪町防災アセスメント(伊那谷断層帯地震の評価・査定)調査にて

大出区では 全壊木造建物 151 出火 0 死者 3 重症 5 軽傷 92  
避難者 464 人

平成 25-26 年の第三次調査では、箕輪町は

揺れ 全壊 1300 棟 半壊 2340 棟 土砂全壊 20 棟 半壊 40  
焼失 110 棟  
死者 70 人 避難者 7930 人

今回の南海トラフ震度 6 弱~前震から約 1 時間後を想定では

・全壊 110 戸 半壊 1,040 戸

・死者・負傷者多数(被害予想では、死者 10 人・負傷者 370 人)

とされています。

対応は、「シェイクアウト」行動で自身の身の安全を確保し、

注)シェイクアウトとは、地震発生時に自分の身を守る方法で

- ①姿勢を低く
  - ②体・頭を守って
  - ③収まるまでじっとして
- の行動をとる行動

家族で地震があった場合の避難行動を事前に打合せ、行動することが二次被害を防止うえで重要なことは東日本大震災の教訓であります。とにかく家族がそれぞれ事前協議場所に避難することが危険な場所での家族捜索を行い被害にあうことを防止できるものであります。

地震から命を守る行動は以上ですが、地震による住宅倒壊は「どのような地盤の場所」に「どのような構造の建物なのか」がポイントです。昭和56年5月31日までの旧耐震基準は「震度5強程度の地震でほとんど損傷しない。」とされていましたが昭和56年6月1日以降の新耐震基準では「震度5強程度の地震でほとんど損傷しないことに加えて、震度6強から7に達する程度の地震で倒壊・崩壊しないこと」とされました。

よって昭和56年5月31日以前の木造住宅については、市町村の行う無料の耐震診断を受け、耐震補強が必要な場合は、工事費の二分の一以内で限度額100万円が補助となる耐震改修を検討することが必要です。

### <緊急性のある防災気象情報>

#### ・緊急地震情報

地震発生直後に震源近くで地震動をキャッチし強い揺れが始まる直前に知らせるもので、最大震度5弱以上と推定した地震の際に震度4以上の強い揺れの地域を知らせるもの。防災行政無線でJアラート放送を起動するまで平均4秒を要することから震源が近い場合には間に合わないことも承知して対応しなければなりません。

#### ・特別警報

数十年(50年)に一度の大災害のおそれがある時に与えられるもので、住いの地域が非常に危険な状態にあるというものです。

#### ・土砂災害警戒情報

大雨警報時、土砂災害のおそれがある時に長野地方気象台、長野県から1キロ平方メートルメッシュで発令されるもので、雨量と土壌雨量指数を主要指数としています。

なお箕輪町の気象観測情報については、平成27年町内6箇所に設置した気象観測機器により降雨量等のデータ(気温・1時間降雨量・24時間降雨量・風速)が町ホームページに掲載されるので、地元気象データとして効果的な活用を図ることができます。

#### この他

気象庁ホームページ(雲の動き、台風進路予測等)

長野県河川砂防情報ステーション(雨量、水位等)

長野県防災情報ポータル(災害情報、避難勧告・指示情報、避難所情報等)等の気象情報も貴重なデータとしてあります。

### <最近の災害事例>

#### ○被害概要

令和元年10月12日(土)夕方、伊豆半島へ上陸した台風19号は、東日本を中心に大きな被害を及ぼし、10月13日夕方時点のマスコミ報道によると

- ・長野県内42市町村(77市町村中)に、大雨特別警報発令(平成25年8月運用開始後、県内での発令は初めて)
- ・全国で死者28⇒43人、行方不明20⇒16人(長野県内で死者1⇒2人、行方不明4⇒2)
- ・9河川10箇所で堤防決壊(13日午前6時、長野市穂保地区で千曲川堤防決壊)がありました。

箕輪町では、人的被害はなかったものの雨台風より風台風の様相で、10月13日午前5時時点における各地区の24時間雨量は、富田82.4ミリ、長田95.2ミリ、役場47.8ミリ、北小河内97.4ミリ、長岡100.2ミリ、福与115.6ミリと東地区が多い雨量でした。

(平成18年7月豪雨災害時における箕輪消防署での累積雨量は306ミリ)

10月13日午前5時、天竜川水位は伊那富(辰野)では1.67m(平常水位は0.27m)で氾濫注意水位・計画高水位は3.12m、平成18年7月豪雨災害時には2.74m)であり、

大出区では

- ①10月12日午後9時ころ西県道で倒木を把握  
⇒大出区対応、撤去
- ②10月13日、大永寺北の「なぎの坂」で倒木とNTT柱(下古田幹10R、10R、3)の倒柱、中電柱(724、09イ711)の断線を把握  
⇒大出区で調査して応急の通行止め実施し町総務課へ連絡。町からNTTと中電へ連絡。倒木は建設課へ連絡。
- ③10月13日、大出城址跡公園からバイパス方向へ向かう町道で倒木把握  
⇒付近住人と大出区で初期対応をして通行可。倒木の事後対応は建設課へ
- ④10月13日、大出林道で複数の倒木 10/15 把握の養命酒商品開発センターの1本北道路への倒木おそれ  
⇒大出区で対応
- ⑤10月13日、山口のゴミ集積場の屋根が飛ばされているのを把握  
⇒10月15日町住民環境課と改修について協議  
町から1/2の補助あり、上限10万円  
区20%、常会80%負担は検討

がありました。

#### ○前記台風19号の教訓と今後の災害対応について(大出区会で決定)

今後ますます地球温暖化等により甚大で広域的な被害を及ぼすとみられる台風と、突発的な地震に対する大出区議会の対応を次のとおりとして、被害の迅速な把握と被害の軽減を図ります。

次の災害時、区議員は連絡を待たずに大出コミュニティセンターに参集して、対応を図ります。

① 震度4の地震発生

町は震度3で警戒一次体制、震度4で警戒二次体制をとり初動対応、震度5強で副町長発令体制、震度6弱で町長発令体制をとることから、大出区では震度4以上で対応体制をとります

② 台風等で大雨、暴風、洪水等の警報が発令され、相当な被害が発生又はその恐れがある場合で区長が必要と認めた事案

上記対応は、主に情報収集と初動対応とし、具体的には大出自主防災組織図による役割対応とする。

なお②については参集後対応方針協議後に自宅待機ができるものとします。

#### 第4 大出区自主防災組織(平成25年3月1日一部改正)

大出区自主防災組織図

活動体制

装備資機材一覧

は添付資料のとおり

#### 1 目的

大出区地域の防災予防対策及び区域内に地震その他の災害(以下「災害」と言う)により甚大な被害の発生又は及ぼす恐れがある時、町関係機関と連携をとり、次の事項を定めて総合的かつ効率的な防災対策を推進し、掛替えのない区民の生命、身体、財産を災害から保護し又その被害を最小限にとどめることを目的とする。

#### 2 事業

前項の目的を達成するために次の事業を行う。

(1)災害予防

- ・常に災害に関する知識の普及を行い区民の災害に対する啓発を行う。
- ・防災訓練の実施。

(2)災害発生時に迅速かつ円滑な対応を行えるよう準備する。

- ・情報の収集、伝達、避難、出火防止、初期消火、救護、給食、給水、防災機材の備蓄と点検など

(3)適切かつ速やかな災害復旧及び防災対策

- ・行政機関及びその他関連団体と協力し防災復旧活動及び防災対策の実施。

(4)その他目的を達成する為の必要な事項

注：当該事業には、箕輪町自主防災組織育成事業補助金～上限10万円、宝くじ助

成事業「地域防災組織育成助成事業～30 から 200 万円以内」、赤い羽根共同募  
金配分事業「安心安全なまちづくり活動～1 団体 20 万円以内」等に配慮して  
活用に努めるものとする。

### 3 組織

本部を区会に置き、役員は区長、区会議員、区内関係役員、区内の世帯及び関係  
機関（民生児童委員、予備消防隊、日赤奉仕団、交通安全協会、ボランティア）を  
もって構成する。

\*消防団の出動要請については、まず分団長に連絡し、団長の指示を受けて連携し  
た活動を実施する。

### 4 役員

区防災組織には次の役員を置く。

- (1)本部長 区長が任に当たる。
- (2)副本部長 3 名（内会計 1 名）とし区長代理、会計、議長が任に当たる。
- (3)本部担当役員 係長、副係長を置き、区会議員、民生児童委員、日赤奉仕団  
交通安全協会より会長が指名しその任に当たる。
- (4)班長会長 組長会長が任に当たる。
- (5)副班長会長 副組長会長が任に当たる。
- (6)班長 各組長が任に当たる。
- (7)災害予備応援隊（農事班長、西天水利班長にお願いする。）
- (8)係員 区内各種役員・委員が任に当たる。
- (9)監査役 区会計監査委員が任に当たる。
- (10)専任防火管理者

区で管理する集会施設の防火管理収容人員 30 名以上の集会施設は選任義務  
がある。

（大出コミュニティセンター 916 名）

（山口集会所 174 名）

### 5 役員任期

役員任期は 1 年とし、再任することが出来る。

但し防火管理者については任期を規定しない。

### 6 役員責務

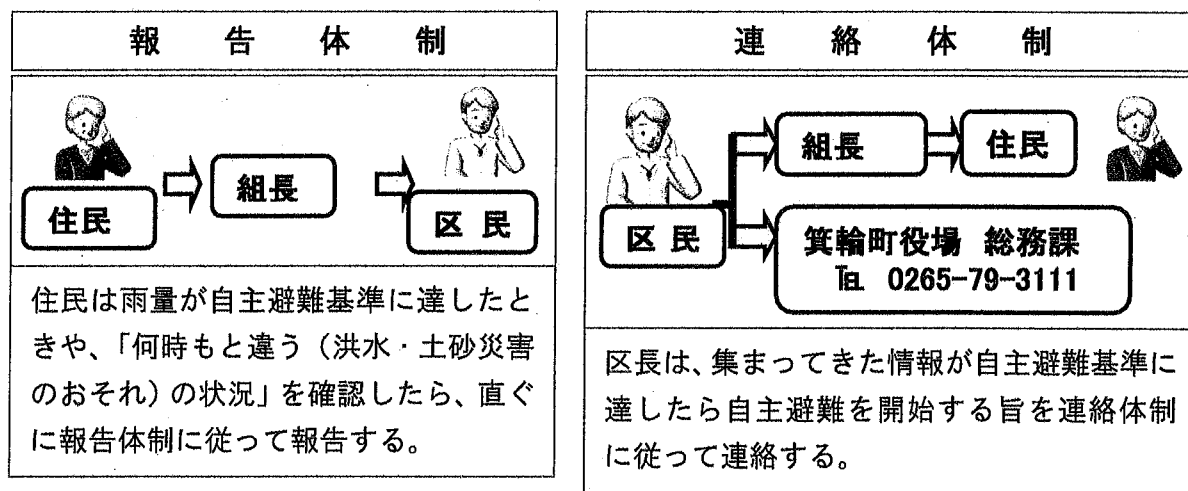
- (1) 本部長は、組織を代表し総括し、日常の防災予防対策及び災害の発生時に  
おける応急活動（以下「防災活動」と言う）と復旧活動の指揮命令を行う。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐するとともに、正副係長、班長（組長）の指揮監督  
を行う。また会長に事故ある時はその職務を代行する。（内 1 名が会計を行う。）
- (3) 本部担当役員は、自主防災組織本部より出された連絡、指示、命令に従い担当  
係の指揮監督を行う。また、住民に対する啓発活動や防災活動に携わる。
- (4) 班長会長は、防災活動組織本部より出された連絡、指示、

命令に従い各班長（組長）の総括を行う。

- (5) 副班長会長は、班長会長を補佐するとともに、班長会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (6) 監査委員は、会計を監査する。
- (7) 班長（組長）は、自主防災組織本部、正副班長会長より出された連絡、指示、命令に従い区内の防災活動に協力する。
- (8) 係員は、自主防災組織本部及び係長より出された連絡、指示、命令に従い区内の防災活動に協力する。
- (9) 災害予備応援隊は、農地に関連する物が未曾有の被害を受けた時、緊急的に出動依頼する。（農事班長、西天水利班長）

## 第5 大出区自主防災活動要領(平成19年5月27日)

箕輪町との連携等（災害発生の兆候の報告・連絡）



### 1 目的

この計画は、大出区自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震・その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

### 2 計画事項

この計画に定める事項は、次の通りとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。

- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 災害弱者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

### 3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため次のとおり防災組織を編成する。

### 4 防災組織の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

- (1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。
  - ① 防災組織及び防災計画に関すること。
  - ② 地震、火災、水害等についての知識に関すること。
  - ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
  - ④ 地震発生後72時間における活動の重要性に関すること。
  - ⑤ 食料等を3日分確保することの重要性に関すること。
  - ⑥ その他防災に関すること。
- (2) 防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。
  - ① 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布。
  - ② 座談会、講演会、映画会等の開催。
  - ③ パネル等の展示。
- (3) 実施時期は、火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

### 5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次の地域固有の防災問題に関する把握を行う。

- (1) 把握事項は次のとおりとする。
  - ① 危険地域、区域等
  - ② 地域の防災施設、設備
  - ③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
  - ④ 大規模災害時の消防活動
- (2) 災害危険の把握方法は、次のとおりとする。
  - ① 市町村地域防災計画
  - ② 座談会、講演会、研修会等の開催
  - ③ 災害記録の編集

### 6 防災訓練

大地震等の災害発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行いうるようになるため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練、体験イベント型訓練（町主催の防災訓練）及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 救出・救護訓練
- ⑤ 給食・給水訓練

(3) 総合訓練は、二つ以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練は、実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的実施要領を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練時の時期及び回数

- ① 訓練は、原則として町の防災訓練及び消防団の行事に参加し実施する。
- ② 訓練は総合訓練にあつては1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

## 7 情報の収集・伝達

適切な対応措置をとるため、被害状況等を正確かつ迅速に把握する。

(1) 情報の収集・伝達

情報係は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は携帯電話、テレビ、ラジオ、無線機、伝令等による。

確実性のある箕輪町メール配信サービスへ登録は、

- ① [regist@info.town.minowa.nagano.jp](mailto:regist@info.town.minowa.nagano.jp) へ空メール送信
- ② 仮登録メール受信
- ③ カテゴリー選択
- ④ 以上で登録完了

であり、

防災行政無線「電話応答装置」は、屋外拡声子局の放送内容を聞き逃した時、電話番号(0265-70-1530、0265-70-1531)から再度ききなおすことができます。

なお、大出区内の防災行政無線(山口、大出中間2箇所、中央道北側、大出CC4箇所)の屋外拡声子局自局放送システムは通常の連絡手段が途絶えた場合において状況を中継で伝達する方法として有効であります。

活用は屋外拡声子局のボックスを設置場所組長が保管する開錠キーであけてパンザマストに設置された拡声器を通じての自局放送は、電波法の規制もなく、有事にて他の情報伝達手段がない場合において有効であることから、地震装総合防災訓練時に実践訓練を行っています。

## 8 避難

発災等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、次により避難を行う。

### ★避難誘導の指示

町長の避難勧告等の発令があったとき、又は自主防災本部長が必要であると認められたときは、自主防災本部長は、避難誘導の指示を行う。

箕輪町が定める指定避難所は、

第一次避難所(公民館等 15 箇所)

第二次避難所(小中学校、高校等の体育館、保育園等 18 箇所)

福祉避難所特別養護老人ホーム等 7 箇所)

となっています。

### (1) 避難種別と警戒レベル

#### 避難種別

#### ① 避難準備高齢者避難

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する高齢者等には避難行動の開始を呼びかけるもの

#### ② 避難指示(緊急)

被害の危険が目前に切迫している場合に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのもの。

#### 警戒レベル

2019 年の出水期から、警戒レベルを用いた避難情報が発令されています。

#### ① 警戒レベル 1(気象庁発表)

心構えを高める

#### ② 警戒レベル 2(気象庁発表)

避難行動の確認

#### ③ 警戒レベル 3(市町村発令)

高齢者等避難に時間を要する人は避難

#### ④ 警戒レベル 4(市町村発令)

全員、安全な場所へ避難

#### ⑤ 警戒レベル 5(市町村発令)

すでに災害が発生している状況

## (2) 避難誘導

地域住民の代表である班長（組長）は、自主防災本部長の指示を受けたとき避難計画に基づき、住民を避難地に誘導する。

## (3) 避難所の開設・運営

災害時における避難場所の開設・運営については、箕輪町役場の要請に自主防協会が協力するものとする。

## (4) 避難計画

大出区における避難計画は、

まず各組において定めた避難場所に参集してきた住民の確認、自宅に掲出した安否確認カード(カードがない場合は、広告等の無地面活用)により安否確認を行い、安否が確認できない住民については区と連携して把握に努め、必要ある場合は安全な範囲で可能な救出又は救助要請に移行するものとする。

以上の初期避難から指定避難所への移動に移行するが、車両避難及び避難場所確保から下記 2 カ所を車両避難場所に指定しました。

- ・みのわテラス（旧にこりこ）東側駐車場
- ・ベルシャイン伊北店西側駐車場

防災訓練において、避難所運営ゲーム(HUG)により避難所運営の学習を行っていますが、大出 CC、山口集会所の実際の間取りによる学習が必要であります。

## (5) 避難方法

避難方法については、これまで避難時の車被災、避難路の混雑回避から車による避難を避けて徒歩避難を原則としてきたが、新型コロナウイルスの影響がある中、感染防止から車で避難する住民を想定した対応が出てきている。

長野県は令和 2 年 6 月に災害時に車を止めてと安全が確保できる場所として避難場所マップ」を公開した。

以上であるが、車両避難については時間に余裕を持たせるため、できれば避難準備・高齢者等避難開始で移動を開始し、車中でエコノミー症候群を避けるため座席を平らにしてトイレ確保、エコノミー症候群予防のための足の運動を 1 日 3 回、一度に 20 回程度行う必要がある。

## (6) 避難先

避難とは、安全場所に移動することです。従来、避難先は学校、公民館等の公共施設が指定されていますが、最近では新型コロナウイルスの感染防止や緊急に安全な場所へ移動する必要性から、指定避難場所のみでなく親戚知人宅、付近のホテル、自宅の安全な場所(垂直避難)、車中避難等分散避難が強調されています。

## (7) 新型コロナウイルス対策と避難所運営

令和 2 年世界的な蔓延と多数の死者から現在の脅威となっている新型コロナウイルスについては、避難者による密閉、密集、密接の 3 密を避け、避難所での集団感染を防ぐことが求められ、世帯ごとの間隔確保(2m)、飛沫感染防止の遮蔽板、

換気などの諸対策が必要であります。

現在国内では、一人当たりの避難所スペースは横 1.5m 縦 2m の 3 m<sup>2</sup>が標準で国際赤十字などが 1998 年にまとめたスファイ基準では一人に必要なスペースは 3.5 m<sup>2</sup>であるが、コロナウィルス対策で間隔をとることにより収容人員は少なくなることに加えて感染防止からホテル、旅館、親戚、知人宅等分散避難が求められています。

※現在箕輪町では、避難場所では、世帯間の間隔を 2m とり 1 人 4 m<sup>2</sup>確保としています。

※新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所開設・運営マニュアル参照

## 9 出火防止及び初期消火

### (1) 大出区内の消防団活動

大出区は箕輪町消防団(定数 400 人)第一分団が沢区、八乙女区とともに担当地域として活動している。

### (2) 出火防止

大地震等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月 1 日を「防火の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

なお、大出区においては地震時に電気のブレーカーを落として通電時の火災を防止する感震ブレーカーの普及を、大出区安全安心なまちづくり推進協議会が中心となり進めている。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等消火資機材の整備状況
- ④ その他建物等の危険箇所の状況

### (3) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

- ① 消火栓の設置
- ② 소화器の設置、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

## 10 救出・救護

### (1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

### (2) 医療機関への連絡

救出・救護係長が、負傷者が医師の手当てを要するものであると認めるときは、自主防災本部長は、医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

### 大出区内の医療機関

種別	名称	住所	連絡先
その他の医療機関 (整形・眼科)	伊北クリニック	中箕輪 3375	70-6633
その他の医療機関 (内科・胃腸科)	ユーカリの森クリニック	中箕輪 3007-2	98-7855
その他の医療機関 (歯科)	北川歯科医院	中箕輪 3021-3	79-7911

### 大出区内の薬局

種別	名称	住所	連絡先
調剤薬局	伊北ハヤシ薬局	中箕輪 3367-1	70-1150
調剤薬局	ほたる薬局伊北店	中箕輪 3009-1	0800-800-0989
ドラッグストア	ウエルシア箕輪店	中箕輪 3364-2	71-3051

### (3)防災関係期間の出動要請

救出・救護係長が、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、自主防災本部長は、防災関係機関の出動を要請する。

## 11 給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

### (1) 給食の実施

炊き出し係長は、町から配布された食料、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

### (2) 給水の実施

自主防災本部長は、町から提供された飲料水、水道、等により確保した飲料水により給水活動を行う。

なお、大出区はコカ・コーラボトリングとの防災協定で、大出 CC 入口に災害用自動販売機器を設置し、大出 CC を避難所として開設した場合、自動販売機内の飲料水を無償で活用できることとなっている。

※平成 30 年 7 月 26 日

北信コカ・コーラボトリング長野地区本部諏訪支店と協定

売り上げの 10%は大出区へ

避難所開設時、内容物最大約 600 本が無償提供

## 12 要配慮者(災害弱者)対策

災害時に大きな被害を受けやすいのは、災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号に基づく、高齢者や障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する者が、「配慮者」(避難

行動要支援者))です。

こうした要配慮者(避難行動要支援者)を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行っていきます。この取り組みを着実に進めるため、ジェンダー視点(※)に配慮し、個別計画を定めることが重要です。

※ジェンダーとは、社会的・文化的に形成される男女の差異のこと。役割の違いや男女間の関係性をいいます

#### (1) 災害者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため、大出区災害時住民支え合い支援台帳を作成し、定期的に更新する。(2年毎)

支援台帳登載内容は、氏名、支援を必要とする方、緊急時連絡先、対象者区分、避難方法、支援者氏名、台帳の区長、民生児童委員、及び地域支援者等への提供同意書で構成されている。

#### (2) 要配慮者(災害弱者)の避難誘導、救出・救護方法の検討

災害弱者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出活動等について予め検討し訓練等に反映させる。

注：災害対策基本法は災害時の支援対応として自治体が「避難行動要支援者名簿」を策定することを定めているが、平成2年2月内閣府は各自治体に避難行動要支援者名簿から浸水想定区域、土砂災害警戒区域に住む人を抽出し防災と福祉部局が氏名住所の情報を共有することを求めることとしている。

#### 13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

#### 14 防災資機材等

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、備蓄配備計画ならびに「大出区防災組織防災資機材倉庫管理及び運営に関する規定」により行う。

個人の備蓄品⇒3日分、アレルギー食品、常備薬、携帯品(携帯電話の電池)

#### 15 NTT 特設公衆電話設置

大出 CC を避難所として開設した場合、NTT との協定により特設公衆電話を受け付けに設置し、無料で国内に架電が可能。(大出から外部への架電で、外部から大出 CC は不可。)

#### 16 男女共同参画の視点を反映させた取組

性別や年齢、障害の有無、国籍等々にかかわらず、避難所等において被災者一人ひとりの人権が守られ安全に安心して生活できるようにするためには、平常時から男女共同参画や多様な視点からの防災・減災の取組について理解を深め、実践することが大切です。

ア 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる

- ① 方針決定の過程に、女性が参画する
- ② 男女のニーズの違いに十分配慮して、必要な物資や支援を確認する
- ③ 避難所における女性や子どもに対する暴力等に配慮する

イ 主体的な担い手として女性を位置づける

救助・救援・医療等で女性の活躍はあるが、意思決定の場への参画やリーダーとしての参画を推進します。

ウ 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する

女性や子どもに対する暴力等の予防取り組み、プライバシーを確保できる仕切りの工夫、異性の視線が気にならない更衣室や物干し場、入浴設備、安全な男女別トイレ、授乳室、相談や診察等を受けるスペース整備を推進します。

エ 災害時要援護者への対応との連携に留意する

地域で支援を要する人（高齢者、障がい者、乳幼児等）の介護や保育を行っている者は女性が多く、そこに関わる医療・福祉に関わる専門職も女性が多い状況です。

そうした女性の意見を、地域の施策・方針決定過程に参画できるよう配慮し、災害時要援護者の視点を反映させます。

オ チェックシートを活用する

内閣府が制定する「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」から、以下のチェックシートを参考に、備蓄及び避難所の対応を検討していきます。

別添「備蓄チェックシート」、「避難所チェックシート」参照

## 第6 大出区自主防災組織資機材倉庫管理及び運営に関する規定

(平成22年6月19日一部改訂)

### (目的)

第1条 この規定は、大出自主防衛組織（以下「自主防衛組織」という。）防災資機材倉庫（以下「防災倉庫」という。）の管理および運営について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規定で「防災倉庫とは、自主防災組織で管理する倉庫をいい、「防災資機材」とは、自主防災組織で管理する資機材一式をいう。

### (防災資機材の保管)

第3条 倉庫に保管する防災資機材は、自主防災組織が整備した資機材および箕輪町より貸与または、支給された資機材とする。

### (施設等の利用)

#### 第4条

- 1、自主防災訓練等を実施するにあたり、施設等を使用したい旨の申出があった時は、支障のない限りにおいて、これを使用させるものとする。
- 2、防災倉庫並びに防災資機材（以下「施設等」という）の使用は、特別の事由のない限り大出区内でのみ使用するものとする。
- 3、施設等を使用したい場合は、その結果を本部長に報告しなければならない。
- 4、自主防災訓練等に使用した消費財は、常に自主防災組織で補填しておかなければならない。

### (施設等の管理)

#### 第5条

- 1、施設等は、定期的に点検整備を行い、常にその機能を発揮できる様な管理をしなければならない。
- 2、施設等は、次に掲げる点検整備を行わなければならない。
  - (1) 年2回（8月と2月）点検、防災資機材の員数点検を行う。
  - (2) 使用後の整備 自主防災訓練又は災害発生時に使用後の整備及び保全を行う。
  - (3) 臨時点検 必要とみとめるとき随時点検を行う。
- 3、施設等に異常を認めたときは、本部長に報告するとともにその指示を受け、すみやかに復旧の措置をとらなければならない。

### (施設等の運営)

第6条 施設等を有効かつ効率的に運営するために、次に掲げる場合に活用を図るものとする。

- 1、防災の為の食糧、資機材等の備蓄をする場合

- 2、災害等による道路等の復旧、避難、救援等緊急を要する場合
- 3、臨時的、突発的事由によるもので運営上特に自主防災組織本部長が必要と認めた場合

(関係簿冊)

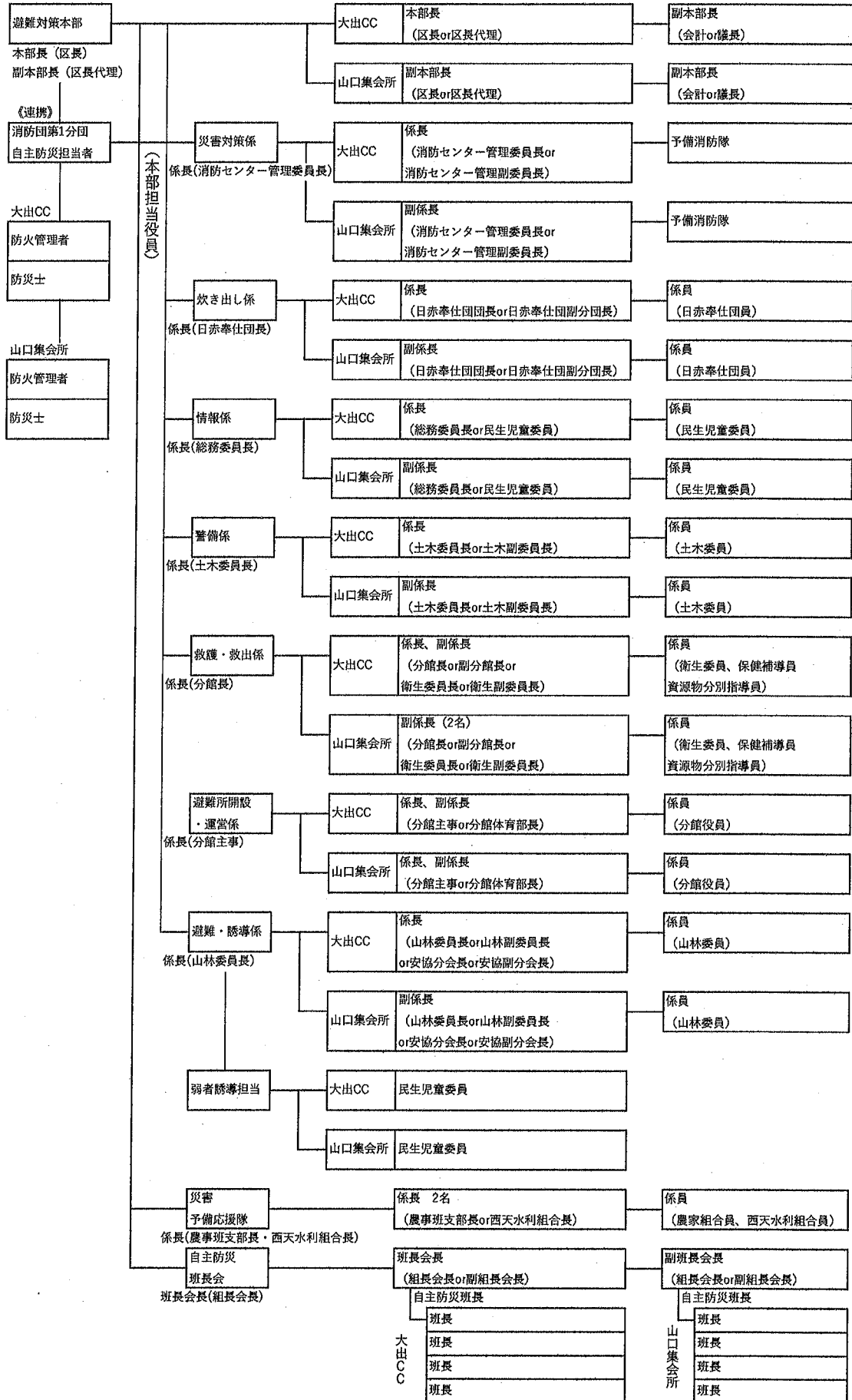
第7条 施設等の現況を常に把握するため、防災倉庫へ次の簿冊を備えなければならない。

- 1、防災資機材台帳及び補填簿
- 2、施設等点検、使用簿

令和2年度  
大出自主防災組織図

\* ( )内は基本区役職名を示す

年次により適宜大出CCまたは山口集会所の担当を決める



自主防災組織係名	防災対策と緊急時の対応	対処方法		
避難対策	本部長	・ 町との連携 ・ 区内の状況把握と情報の集約 ・ 町へ災害状況の報告		
	副本部長	・ 災害状況を本部長へ報告 ・ 日常の防災対策及び災害発生時における活動の指揮命令 ・ 災害用自動販売機の活用説明		
	防災士	・ 避難所運営訓練（HUG）の体験学習指揮		
	防火管理者			
	本部役員			
本部役員	災害対策係	・ 消防機器材の備蓄管理 ・ 消防用設備の事前点検と設置場所の確認 ・ 人命、農地、宅地の被害把握及び安全対策とその確保 ・ 土砂、崖崩れ、水路破損、決壊などの状況把握 ・ 災害状況を本部長へ報告	・ 防具、灯り、火器、メガホン等 ・ 避難所の応急危険度判定（チェックシート活用） ・ 火災発生時の消防団への通報 ・ 消火栓使用による初期消火訓練（消防団員説明） ・ 避難所内に福祉避難室スペース確保 ・ 被害箇所の応急処置 ・ ロープ、シート他の確保 ・ 応急電源確保の実施	
	炊き出し係	・ アルファ米保有量の確認及び補充 ・ 補充必要に応じて給水活動 ・ 災害状況を本部長へ報告	・ 発電機と非常用飲料水を使用したアルファ米炊出し訓練 ・ 炊出し食の配布 ・ 避難者の健康状態把握及び体調管理対応	
	情報係	・ 警戒宣言及び地震予知情報の把握 ・ 災害状況を本部長へ報告	・ 災害状況の区民への伝達及び広報活動 ・ 本部長指示による避難、誘導、救護等の対応	
		・ 区内の人的、物的被害の速やかな状況報告	・ 各組の被害状況を把握し本部長、組長会長へ報告 ・ 要救護者休出及び支援者との連携	
		・ 組内の人的、物的被害の速やかな状況報告	・ 大出CGにNTT特設公衆電話解説と使用方法説明	
		・ 要支援者の避難所への誘導		
	警備係	・ 盗難4に対する区内警備及び交通の確保と交通整理 ・ 避難所開設と運営を行う ・ 状況を本部長へ報告	・ 山口集会所は土砂災害警戒区域のため警戒要員配置 ・ 危険箇所をロープ等で仕切る ・ 二次避難場所に必要時テント張りを行う	
		救護・救出係	・ 担架、車椅子等の救急資材の確保及び活用 ・ 状況を本部長へ報告	・ 怪我人や病人に対する応急手当の実施 ・ 救護施設への連絡及び搬送 ・ 被災者の救出及び応援対応
			避難・誘導係	・ 避難誘導と人数の確認 ・ 避難所での安全確認 ・ 弱者誘導担当 ・ 状況を本部長へ報告
	災害予備応援隊			
	自主防災班長会			

No.	備蓄品	防災倉庫		合計	防災倉庫外保管		備考
		大出	山口		大出	山口	
1	防滴型メガホン 10W	1		1			
2	サイレン付メガホン		1	1			
3	折りたたみリヤカー スチールフレーム	1		1			
4	担架 二つ折り脚付 アルミ製伸縮無し	2		2			
5	担架 二つ折り脚付 帆布 アルミ製		2	2			
6	災害備蓄用パック毛布 カネカロン織毛布	8		8			
7	エコサークル織毛布		10	10		押入内	
8	災害多人数用救急箱 50人セット	1		1			
9	救急箱 20人セット		1	1			
10	コードリール 屋外用	2		2			
11	ワンタッチイレテント	1		1			
12	投光器 三脚スタンド付	2	2	4			
13	発電機	2	1	3			
14	標識ロープ	1	1	2			
15	ロープ Φ10mm×200m	1	1	2			
16	救助ロープ Φ12mm×200m	1	1	2			
17	ウォッシュャブルタンク	5	4	9			
18	ジョレン	5	5	10			
19	スコップ	6	5	11			
20	杭棒	33	47	80			
21	ツルハシ	2	1	3			
22	カケヤ	1	1	2			
23	防犯撃退ライト	1	1	2			
24	防水シート #2500	3	4	7			
25	土嚢袋	200	130	330			
26	大ハンマー	1	1	2			
27	パール	1	1	2			
28	非常用口ウソク 3本入り	1	1	2			
29	クセノンライト		2	2			
30	災害救助用工具セット キャリー付	1		1			
31	自動式浄水器 あくあふり	1		1			
32	手巻き発電式ラジオ付ライト	2	2	4			
33	チェーンソー	1	1	2			
34	とび口	1		1			
35	のこぎり	1		1			
36	マサカリ	1		1			
37	車椅子		1	1			
38	車椅子用フットポンプ		1	1			
39	車椅子用ムシゴム		1	1			
40	ガソリン携行缶 18リットル	1		1			
41	LED充電式懐中電灯	4	4	8	事務室内	事務室内	
42	LEDヘッドライト	4	4	8	事務室内	事務室内	
43	手回し充電非常用ラジオ	2	2	4			
44	ヘルメット	20	20	40			
45	ハンド&ショルダー型メガホン	1		1	事務室内		
46	マイクロファイバー毛布	5	5	10		押入内	
47	トランシーバー 2台(1セット)	1		1			
48	三角巾	15	10	25			
49	アルファ米	4	3	7	キッチン内	押入内	
50	旗立台(三脚台)	1	1	2	消防倉庫内		
51	飲料水用袋	多数	多数	多数			

### 大出区防災資機材一覧 (2019年8月調査)

令和元年度に、箕輪町自主防災組織育成事業補助金でドローン1機を購入。災害危険箇所把握等に活用。

### 大出区マップ

箕輪町が作成した土砂災害警戒区域等と浸水想定区域入りの「箕輪町防災ハザードマップ(令和7年3月作成)」参照

# 大出区防災組織図からの各係役割及び対処表

令和7年8月8日

※自分の安全を確保した上での対処です。

自主防災組織係名	区役職	氏名	組	消防対策と緊急時の対応	対処方法	必要書類
本部長	区長	田村 良信	21	区内状況把握及び集積所との連携	区内の状況把握と情報の集約	各担当からの連絡を業務表にまとめる(揭示板)
副本部長	区長代理	泉澤 健人	4	災害状況報告と副本部長への状況報告	町への災害状況の報告	町への状況連絡(町からの支援者と)
	会計	田中 佳子	2	区内の人的、物的被害の速やかな状況報告	災害発生時における対応の指揮命令	
	総務委員長	榎方 英樹	3	組内の人的、物的被害の速やかな状況報告	災害発生時の区民への伝達および広報活動	
防火管理者	資格保持者	藤田 久一	###	緊急避難時の進捗確認及び指導	本部長指示による避難、誘導、教養等の対応	NTT連絡方法
防火管理者		小林 秀俊	7		大出ocにNTT特設公衆電話開説と使用方法説明	自動販売機取り扱い説明書の確認
防災士		埴沢 弘久	7		避難所運営訓練(HUG)の体験学習指導	本部と協力して災害対策にあたる
防災士		丸山 敦	16			
災害対策係	係長	高林 武志	20	消防器機材の備蓄管理	避難所危険度判断	点検表による確認
	副係長	小松 健二	17	消防設備の事前点検と設置場所の確認	火災発生時の消防団への通報	
	副係長	小平 隆	10	人命、農地、宅地の被害及び安全対策とその確保	消火栓使用による初期消火	消火器の設置場所の確認と消火訓練
	係員	消防団OB	26	土砂、崖崩れ、水路破壊、決壊などの状況把握	避難所内に福祉避難室スペース確保	
炊き出し係	係長	和田 孝子	16	アルファ米保量の確認及び補充	非常用飲料水を使用したアルファ米炊き出し訓練	アルファ米の確保(必要機材の確認)
	副係長	田村 雅文	16	補充必要に応じて給水活動	炊き出し食の配布	
	副係長	高木 勇司	24	被害状況を本部長へ報告	避難者の健康状態把握及び体調管理対応	看護経験者の名簿作成
情報係	係長	池田 千尋	13	区内の人的、物的被害の状況把握	各係との情報交換	
	副係長	土屋 孝枝	25	組内の人的、物的被害の状況把握	組長からの避難受付状況の確認	椅子、布団等による避難場所の作成
	係員	増澤 忍	11	要支援者の避難所への誘導	要支援者救出及び支援者との連携	
	係員	唐澤 亨	19	係長、福係長 写真撮影		
警備係	係長	飯室 光広	21	盗難に対する区内警備及び交通の確保と交通整理	危険箇所等をロープ等で仕切る	ロープの確認
	副係長	藤田 伸生	5	状況を本部長へ報告	車等による二次避難場所が必要時テント張りを行う	テントのある場所を分かり易くする
救護・救出係 (避難所開設 ・運営補佐)	係長	竹村 正博	23	担架、車椅子救護資材の確保と活用	怪我人や病人に対する応急手当の実施	医療機器管理表の確認
	副係長	坂井 輝雄	10	状況を本部長へ報告	救護施設への連絡及び搬送	搬送方法(タンカ、車いす等)の確認
	係員	衛生委員長			被災者の救出及び応援対応	被災者救護名簿の確認
	係員	衛生副委員長				
	係員	資源分別指導員				
避難・誘導係	係長	丸山 裕治	7	避難誘導と人数の確認	避難所の受け入れ態勢確保	避難者名簿
	副係長	向山 幸	15	避難所での安全確認	避難人数の的確な掌握	
	副係長	小林 由	22	弱者誘導担当	避難弱者を安全に誘導する	弱者避難者名簿
	副係長	青木 由	6	状況を本部長へ報告	弱者避難者名簿作成	弱者避難者名簿
避難所開設・運営	係長	赤羽 弘通	12	避難所開設と運営を行う	車両避難所の状況確認(やまびこテラス、ベルシャイン)	
	副係長	名取 元廣	26	組長からの避難状況受付	大出OC及び山口集会所の開設	避難場所の作成
	係員(受付)	海沼 充	6			避難者名簿
	係員(受付)	三浦 和幸	5			
災害予備隊探検	係長	小森 政男	3	有事に人手が不足する時の応援を組合員に依頼する		
	係長	遠藤 光男	5			
自主防災班長会	班長会長	唐澤 義雄	9	各組で活動できる人の確保	組内の避難状況の確認	
	副班長会長	山岡 誠一	25		組長と協力して活動する	
		教原 乙彦	4			
		藤沢 貴彦	6			
		中山 厚司	12			
		向井 英彦	14			
		佐野 厚且	16			
		野村 利文	19			
		津下 淳久	20			
		下平 淳久	22			

